

令和7年2月家族会次第

1 開催日時

令和7年2月8日（土）13時30分から14時30分

2 場所

三木市大塚 206 - 6

特別養護老人ホームえびすの郷 6階スカイルーム

3 議題

- (1) 令和6年度のえびすの郷での行事
- (2) お食事
- (3) 当施設で発生した不適切なケアの概要と再発防止策
- (4) 医務室からの報告
- (5) 重要事項説明書及び契約書の改正
- (6) 歯ブラシ、嗜好品（珈琲・紅茶）などの雑費対応
- (7) マイナー保険証
- (8) ご入居様と一緒に飲食する場合の注意事項
- (9) ご入居様への飲食物などの差し入れに係るお願い
- (10) えびすの郷ホームページのリニューアル
- (11) 中期経営計画及び令和7年度事業計画の策定
- (12) その他

※ 重要事項説明書及び契約書などの改正について、ご理解とご了承をいただける方は、家族会終了後、署名などをいただき、提出いただけましたら幸いです。

家族会における説明要旨について

三木市大塚 206 - 6 特別養護老人ホームえびすの郷
6階スカイルーム 13時30分から14時30分

1 令和6年のえびすの郷での行事

「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」は、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。しかし、高齢者施設などにおいては、まだまだ注意が必要な状況が続いていましたが、令和6年10月6日に、感染症対策に注意して「えびすの郷まつり」を開催いたしました。令和6年度の行事内容などについてパワーポイントを使用して説明いたします→【パワーポイント参照】

なお、令和7年度の「えびすの郷まつり」は、感染症対策に留意しながら、次のとおり開催する予定です。詳細が決まりましたら、ご連絡します。

項目	概要
開催日	令和7年10月5日（日）
基本方針	<p>①ご家族様の参加</p> <p>②地域のボランティアグループによる演奏会などによって、楽しんでいただく。</p> <p>③たこ焼き、焼きそばなども提供する。</p> <p>④三木東高校ボランティア同好会などの参加を要請する。</p> <p>⑤広く地域住民の方の参加は、令和8年度以降の開催とする。</p> <p>⑥会場は1階だけでなく、2階や屋外も検討する。</p>
具体的内容	詳細は実行委員会で決定する。

2 お食事

(1) おいしい食事の提供

当施設の強みであるお食事については、毎月1日は赤飯、ユニット毎の行事レクリエーション料理、移動喫茶などを行い、ご入居者様に好評をいただいています。しかし、食材料費や厨房職員の人件費の高騰などにより、クックチル（加熱調理した料理を急速冷却して保存し、提供する際に再加熱する調理システム）などの導入に踏み切る施設も多い中、当施設ではおいしい食事を提供することを第一考え、施設内調理にこだわっています。

(2) 負担増のお願い

鋭意、企業努力をしていますが、①食事に関する収支については、赤字となっていること、②多くのご入居者様からは「食事が最大の楽しみなので、さらにおいしい食事を取りたい」などの要望が強いことから、誠に申し訳ありませんが、令和7年4月か

らご負担増をお願いしたいと考えています。この3月11日に開催される当法人の理事会に報告し、最終決定をする予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。理事会などへの報告・決定後、ご家族様にご連絡いたします。

項目	概要
食費の負担増 (4月1日から)	○現在：1日1,600円(朝330円、昼600円、夜570円、おやつ100円) ○4月1日：1日1,750円(朝350円、昼690円、夜600円、おやつ110円)ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を交付されている方につきましては、これまでどおり限度額が上限となりますのでご注意ください。
行事食(豪華な食事)での特別徴収	えびすの郷祭り、お正月、クリスマスなど、特別に豪華な食事を作る場合は、特別にご負担をお願いする場合があります。

3 当施設で発生した不適切なケアの概要と再発防止策

(1) 事件の概要と取り組み

令和6年11月1日、当施設において不適切なケア(心理的虐待)が発生しました。直ちに事実確認を行い、その日のうちに、①三木市へ報告、②緊急幹部会議の開催、③再発防止策として虐待防止研修会の開催などを決定し対応しました。

(2) 再発防止策

以下の取り組みを行い再発防止を図ります。

項目	概要
人権侵害防止の取り組みの強化	令和7年度特別養護老人ホームえびすの郷及びショートステイえびすの郷事業計画において、「人権侵害防止の取り組みの強化」を設け、①高齢者虐待防止委員会の強化、②職員(虐待防止)研修の実施、③定期的な職員への面談などを実施し、人権侵害防止に対する意識化及び課題に対する改善策を実践することでサービスの質の向上に努める。
あいさつを積極的に行う	まずは、管理監督職側から積極的に声をかけをおこない、明るい職場作りの第一歩とする。
理念研修の実施	令和7年度から理念研修を定期的に行う。社会福祉法人一陽会の基本理念などを浸透させることで、職員一人ひとりが「働く意義」を見出しやすくすることにより、モチベーションの向上を図ることによって、職員の資質向上を目指すとともに風通し

	<p>のよい職場づくりを進める。</p> <p>【基本理念】</p> <p>①利用者の尊厳を保持し自立を支援します。</p> <p>②介護・保健・医療の総合的なサービスを提供します。</p> <p>③地域の介護力の向上に努めます。</p> <p>【基本方針】</p> <p>①個々人の尊厳を保持し思いやりのあるサービスを提供します。</p> <p>②地域に愛され信頼される施設・事業所を目指します。</p> <p>③職員は豊かな感性と的確な判断力を養い、サービスの質の向上に努めます。</p> <p>④健全で安定した施設・事業所運営に努めます。</p> <p>⑤働きやすい職場環境の形成に努めます。</p>
チューター制度の導入	<p>新入社員や若手社員に仕事の指導や教育を行うチューター制度を令和7年度から導入し、職員のコミュニケーションやスキルアップを図り、新人職員と既存職員間での風通しをよくする。</p>
定期的な個別面談の実施	<p>上司と部下で、よりよい職場とするための意見交換なども含めた個別面談を定期的におこなう。</p>

4 医務室からの報告

(1) 感染症の状況

ご入居者様において、熱発者がでたため、令和7年1月15日から26日まで面会を中止するなど、ご迷惑をおかけしました。

兵庫県内では、昨年12月23日から12月29日までの1週間において、県内およそ200か所の医療機関から報告されたインフルエンザの患者数が、1医療機関あたり74.4人となり、過去10年間で最も患者数が多くなるなど、インフルエンザが猛威を振るいました。現在、ピークは過ぎたとはいえ、まだまだ予断を許さない状況にあります。今後とも、安心安全な施設運営を目指して、感染症対策を実施して参ります。ご家族様につきましては、面会時のマスク着用、手洗い、手指消毒の感染症対策などの実施についてお願いします。

なお、当施設（ショートステイ含む）のご入居者様の令和6年4月から1月末までの感染状況は以下のとおりです。

感染症	新型コロナウイルス	インフルエンザ	ノロウイルス	M R S A	その他
人数	6名	2名	0名	2名	10名

(説明) MRSAは、日本語で「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌」という細菌です。もともとの黄色ブドウ球菌は、健康なヒトの常在菌であり、皮膚や鼻の中、のど、腸管などに存在するありふれた細菌です。通常、健康な人には無害ですが、傷口に感染すると化膿の原因になることがあります。

(2) 健康状態

ご入居者様の年齢が上がるにつれ、様々な感染症（尿路感染症・誤嚥性肺炎など）に対する発生リスクが高くなります。このため、日常の健康管理を行い、早期発見・早期受診を心がけています。また、お食事が取りにくくなった、原因が特定できない状態変化がある場合などは、できる限り看護師から、ご家族様に情報をご連絡させていただきます。

(3) 看取り介護指針の改正

人生最期の段階を迎えるにあたり、ご本人、ご家族の意向を尊重し最後まで自分らしく穏やかで安らぎのある日々をお過ごしいただけるよう当施設では「看取り介護指針」を定め支援しています。この度、2月1日から、わかりやすく指針を全面改正いたしました。

もしもの時に備えて、ご本人様が大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて話し合うことは、とても大切なことだと思います。人生の最期を迎えるにあたって、最期まで住み慣れた施設で暮らせる選択肢があることもご考慮いただければ幸いです。

【参考】「看取り介護指針」は当施設のホームページからダウンロードできます（現在、パソコンからのみ）

えびすの郷ホームページ>特別養護老人ホーム>特別養護老人ホーム（特養）への質問>Q9 人生最期の段階を迎えるにあたり「看取り介護」を実施していますか？

(4) 健康診断

毎年7月にご入居者様（ご利用者様）の健康診断をします。健康診断の結果、精密検査などが必要な場合は、ご連絡させていただきます。

(5) ワクチン接種

令和7年度のインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン接種については、決まり次第ご連絡いたします（通常10月・11月）。ワクチン接種については、できる限り接種いただきますようお願いいたします。

5 重要事項説明書及び契約書の改正

平成24年10月1日の開設当初に策定した当施設・当事業所の「重要事項説明書」及び「契約書」につきましては、介護報酬改定に伴う料金変更などの対応を行ってきました。

この度、①特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正、②民法第458条の2の新設（保証人の「極度額」を定める）、③個人情報保護法の改正などに対応するため、公益社団法人全国老人福祉施設協議会のモデル様式集を参考にして全面改正を行ったものです。

併せて、個人情報保護法の改正に伴い、社会福祉法人一陽会 個人情報保護方針についても所要の改正を行っています。

なお、今回の全面改正の実施については、県加東健康福祉事務所、三木市介護保険課とも協議済みです。

6 歯ブラシ、嗜好品（珈琲・紅茶）などの雑費対応

現在ご家族様から月々雑費を負担いただいているところです。かねてから、ご家族様から、①フェイスタオル、歯ブラシなど、②珈琲、紅茶などの嗜好品、③通院にかかる医療費の患者負担分を施設利用料と併せて引き落とし、これに対する事務管理費などを、この雑費の中で対応できないかとのご要望がありました。検討の結果、次のとおり対応することとしています。

(1) 令和7年1月から【実施済】

ご入居者のご希望に応じ、フェイスタオル、歯ブラシ（歯ブラシ、スポンジブラシ）、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、個人用のティッシュペーパーを提供します。

⇒【実施概要】タフト 24 歯ブラシ、Ci 義歯ブラシ、スポジカ EX、プリズム歯間ブラシ、義歯洗浄剤ピカ（N）、Systema SP-T ジェル NEW などを購入しています。

(2) 令和7年4月から

ア 嗜好品（珈琲、紅茶、乳酸菌飲料（カルピス）など）を提供します。

イ 令和7年4月受診分から、協力医療機関（服部病院、ひまわり調剤薬局、さんしろう歯科、原歯科、立神眼科）への通院にかかる医療費の患者負担分を施設利用料と併せて引き落とすよう調整し、これに対する事務管理費などを雑費対応とします。

7 マイナー保険証（特養）

(1) マイナンバーカードと健康保険証の紐付けをしない

令和6（2024）年12月2日以降、従来の健康保険証が廃止となり、新たに発行されなくなる「マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証）」を基本とする仕組みに移行しました。マイナンバーカードは、その性格上、施設でお預かりすることは出来ません。しかし、マイナンバーカードと健康保険証の紐付けをすると医療機関への受診時に保険証としてマイナー保険証が必要となり、当施設ご入居者のマイナンバーカードを預かることが不可欠となります。したがって、マイナンバーカードと健康保険証の紐付けはしないでください。

なお、マイナンバーカードと健康保険証の紐付けをしない場合、健康保険証に代わる「資格確認書」が交付されますので、特養のご入居者につきましては、この「資格確認書」を当施設でお預かりすることとなります。

(2) マイナ保険証の利用登録の解除手続き

既に、マイナンバーカードと健康保険証を紐付けしている場合は、三木市医療保険でマイナ保険証利用登録の解除の手続きを行ってください。必要書類などは以下のとおりです（詳しくは、三木市医療保険課までお問い合わせください。電話：

0794-82-2000（代）。

- ① マイナンバーカード（ご本人（ご入居者様））
- ② マイナ保険証利用登録の解除申請書
- ③ 委任状
- ④ 後期高齢者医療保険証（コピー）
- ⑤ ご家族様（受任者）の身分を証明するもの（アまたはイのどちらか）
 - ア 官公署が発行した顔写真付きの証明書類（1点必要）
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、
身体障害者手帳、顔写真付き住民基本台帳カード、在留カードなど
 - イ 官公署が発行した顔写真の付いていない証明書類（2点必要）
健康保険証、資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証、医療費受給者証
等（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート（写真付き証明書））

8 ご入居者様と一緒に飲食する場合の注意事項

新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止していましたが、面会時にご入居者様と
のご飲食につきましては、令和7年2月1日から再開いたしますので、以下にご留意の
うえ、ご飲食していただきますようお願いいたします。

1	<u>ご家族様と同席のもと飲食する場合は、ご家族様の責任において、むせや誤嚥などがないよう、十分注意してご飲食ください。</u>
2	不適切な調理方法や調理後の温度変化により傷んだお弁当などを持参される事例も散見されますので、 <u>調理方法、保管などには細心の注意を払ってください。</u>
3	食中毒や誤嚥（のど詰り）の <u>危険性が高い飲食物は避けてください。</u>
4	その場で食べきれぬ量で、必ず指定された場所（居室など）においてお召し上がりください。 <u>残った飲食物などは、必ずご家族様がお持ち帰りください。居室に置いたままや他のご入居者に差し上げないでください（治療のため食事制限のあるご入居者が多数おられます。）。</u>
5	<u>ご本人（ご入居者）の健康状態や、飲み込みの状態によって、飲食物などの差し入れ（持ち込み）をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。</u>
6	<u>召し上がった飲食物の内容を事務所にある「専用用紙」に記入し、フロアの職員にお渡しください（フロア職員不在の場合は、事務所に提出ください。）。</u>

9 ご入居者への飲食物などの差し入れに係るお願い

当施設では、ご入居者の好物などを差し入れたいとのご家族様からのご要望にも極力対応していますが、食中毒防止などの食品衛生上の管理のため、以下のことを守っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当施設でお預かりする場合（ご入居者が管理するものを含む）については、必ず、ご入居者のお名前及び差し入れるものの名称などを紙（任意）に記入の上、施設職員にお渡しくださるよう併せてお願いします。

(1) 当施設でお預かり出来ないもの（「差し入れ禁止の飲食物」など）

お預かり出来ないもの	具体例
生もの	刺身、にぎり寿司、生卵など
餅・団子類など、誤嚥（のど詰り）の危険性が高いもの	お餅、安倍川餅、みたらし団子など
自宅で調理した食品	自宅で調理した、お弁当、おにぎり、お寿司、惣菜、漬物、ジュースなど
自宅でカットした果物	自宅でカットしたリンゴ、柿、メロンなど
賞味期限の記載がないもの、既開封のものなど	賞味期限が明記されていないもの、既開封のものなど

※ お預かりできるものは、賞味期限内、少量で喉に詰めにくいものに限りです。

(2) 当施設でお預かり可能ですが注意が必要なもの

飲食物など	具体例
ミネラルウォーター・ジュースなどの飲料類	①長期の賞味期限がある、②飲み切れる容量（500ml以下）のものに限りです。
お菓子類	①賞味期限内、②開封後1回で食べきれる量で小袋包装されたものに限りです。
果実類	バナナ・みかんなどの「皮つき果物」及び「市販のカットフルーツ」（賞味期限内）に限りです。
医師から食事制限などがある、嚥下状態の悪いご入居者	①糖尿病などで甘い物などに制限がある、②飲み込みが悪く安全に食べられない、③塩分制限がある、④アレルギー反応があるなどを確認し、適切な対応をしてください。 なお、ご入居者の状況によっては、お預かりをお断りさせていただく食品もあります。

※ 賞味期限内であっても食品の状態などによっては廃棄させていただく場合があります。

10 えびすの郷ホームページのリニューアル

この度（2月3日）、社会福祉法人一陽会（特別養護老人ホームえびすの郷、デイサービスセンターえびすの郷、ショートステイえびすの郷、居宅介護支援事業所えびすの郷）のホームページを全面的にリニューアル致しました。皆様により見やすく、分かりやすく情報を発信できるように、ページ構成、表現内容などを見



直しました。

今後とも、より見やすいホームページを目指し、内容の充実を図ってまいりますので、何卒よろしくお願ひします。

11 中期経営計画及び令和7年度事業計画の策定

今回、当法人は、社会福祉を取り巻く環境の変化に適応しながら、今まで以上に良質なサービスを末永く提供するため、改めて法人の基本理念を見つめ直し、ご入居者様・ご利用者様の方々が安心できる環境を創造する法人運営に取り組んで参ります。このため、人口減少・少子高齢化の進展などを踏まえ、当法人の「基本理念」「経営ビジョン」を具体化するため、今後5年間（令和7年度から令和11年度）の具体的な取組みを示した中期経営計画を策定することにより、安定した法人経営を図ることを目的とします。

最終的には、3月11日の理事会、3月25日の評議委員会に諮り、令和7年4月1日から施行する予定です。今回、パブリックコメントの一環として、原案をお示しさせていただきます（えびすの郷のホームページに掲載）ので、ご意見などについて、当施設（電話：0794-82-0300）までご連絡いただければ幸いです。

なお、令和7年度の特養、デイ、居宅介護支援事業所の事業計画は、この中期経営計画のパブリックコメントが終了した後、この中期経営計画に基づき、各年度に事業毎の事業計画（案）を策定し、理事会・評議委員会に諮る予定です。

【中期経営計画の策定プロセス】

開催日時	会議名	協議内容
令和6年10月1日	中期経営計画検討プロジェクト会議（運営会議）	現状の分析（SWOT分析）、計画の骨子について協議
令和6年10月16日 16時15分から1時間	第1回中期経営計画策定委員会	プロジェクト会議での分析結果を共有、計画の骨子について協議、素案協議
令和6年11月18日 16時15分から1時間	第2回中期経営計画策定委員会	・策定委員会による中期経営計画原案の作成 ・令和7年度、特養、デイ、ショート、居宅介護支援の各事業の経営計画案の作成
令和6年12月3日	中期経営計画検討プロジェクト会議（運営会議）	中期経営計画原案、令和7年度、特養、デイ、ショート、居宅介護支援の各事業の経営計画原案及びパブリックコメント実施についての協議
令和6年12月10日 13時30分～	理事会審議	中期経営計画原案、令和7年度、特養、デイ、ショート、居宅介護支援の各事業の事業計画原案及びパブリックコメント実施についての協議

		協議
令和7年1月 下旬～2月上旬	パブリックコメントの募集	職員・家族会へ計画原案を提示、意見を求める
令和7年2月17日 16時15分から1時間	第3回中期経営計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画原案の確定協議 ・令和7年度、特養、デイ、ショート、居宅介護支援の各事業の経営計画の確定協議
令和7年3月4日	中期経営計画検討プロジェクト会議（運営会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画原案の確定協議 ・令和7年度、特養、デイ、ショート、居宅介護支援の各事業の経営計画の確定協議
令和7年3月11日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の確定 ・令和7年度、特養、デイ、ショート、居宅介護支援の各事業の経営計画の確定
令和7年3月25日	評議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の確定 ・令和7年度、特養、デイ、ショート、居宅介護支援の各事業の経営計画の確定